岡薬剤発第３０２号
令和７年１２月１９日

薬局・店舗販売業　御中

一般社団法人岡山県薬剤師会
会長　　伊達　元英

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（その２）

標記の件について、日本薬剤師会から別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

初版の「緊急避妊薬販売薬局等名簿」とりまとめについて、当会では一度厚生労働省への報告期限が延期になったことにより締め切りを 12 月 12 日（金）まで延長しておりましたが、この通知を受けて再度延長し、12 月 23 日（火）までの提出分を初回名簿としてとりまとめさせていただくこととしました。修了証が届いている方で、まだ Excel 表を提出されていない方がおられる薬局等は、早急に Excel 表の提出をお願いします。

なお、第 2 版名簿のとりまとめ時期は厚生労働省から示されていないため未定です。

※岡山県薬剤師会と岡山県医師会との間で構築される連携体制への登録については、当会ホームページ（一般ページ　薬剤師・医療関係者の皆様へのお知らせ）「オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売について」をご確認ください。
https://www.opa.or.jp/kankei/oshirase/index.php?c_id=274741

【「緊急避妊薬販売薬局等名簿」登録申請をいただいた薬局へのお知らせとお願い】

１．掲載完了通知の確認

登録申請（Excel 表）の提出をいただいた薬局に「リスト掲載完了」のメールをお送りします。

＊12 月 15 日（月）までの提出分　　→　12 月 22 日（月）

＊12 月 16 日（火）～23 日（火）の提出分　→　12 月 25 日（木）頃予定

Excel 表に記載いただいたアドレスにお送りしますので、必ずご確認をお願いします。

Excel 表を提出したにも関わらずメールが届かない場合は各翌日までに事務局までご連絡ください。

２．厚生労働省 Forms への申告（必須）

「リスト掲載完了」メール到着後、1 月 5 日（月）までに必ず厚生労働省の Forms 申告を行ってください。

- 12 月 18 日以降、Forms に新たな項目が設けられています。改めて全項目の回答が必要です。
- 申告前には必ず厚生労働省ホームページ（下記）にある**「要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとされる薬剤師の先生方へのご案内」**をご確認くださいますようお願いいたします。
  （この文書の別添２ですが、変更される可能性があるため下記で最新版を確認してください）
  厚生労働省ホームページ「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく薬局における調剤」及び「薬局・店舗販売業の店舗における要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売」について
  https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html

※近隣産婦人科医と個別に連携体制を構築する薬局・店舗販売業は、通知をご確認の上、所定の手続きを行っていただくようお願いします。